危険物関連設備等の性能評価に係る実施細則

平成８年８月 16 日危保細則第１号
最終改正　令和３年 10 月 20 日危保細則第 10 号

第１　目的

この細則は、危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程（平成８年８月 16 日危保規程第３号以下「規程」という。）に基づき、危険物関連設備等の性能評価に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第２　申請の受理

危険物関連設備等の性能評価の申請を受理するにあたっては、規程第１に定める本評価の目的及び規程第２に定める性能評価の対象に含まれていることを確認する。なお、必要に応じ申請内容について、消防庁と事前に協議するものとする。

第３　申請書類

１　規程第５の性能評価の申請は、様式第１によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 仕様・構造説明書
(2) 設計図書
(3) 試験成績書（国外で実施された試験成績書を含む。）
(4) 特許出願等が行われている場合にあっては、その概要を説明した図書
(5) 設置後の点検の要領を記載した図書
(6) 設置後の維持管理及び運用方法を記載した図書
(7) その他性能評価に必要な資料

２　規程第８の定期性能調査の申請は、様式第２によるものとする。

３　規程第９、２の証票の申請は、様式第３により、規定第９、３の表示の登録の申請は、様式第３の２によるものとする。

４　規程第７、３の性能評価確認書の交付の申請は、様式第４によるものとする。

５　規程第 10、１の変更に係る申請は、様式第５によるものとする。

６　規程第 10、２の変更に係る申請は、様式第６によるものとする。

７　規程第 16 の軽微な変更に係る届け出は、様式第７によるものとする。

第４　評価結果通知等

１　規程第７の性能評価、規程第８の定期性能調査及び規程第 10 の性能等の変更に係る結果通知は、様式第８によるものとする。

２　規程第９、４の表示の登録に係る通知は、様式第８の２によるものとする。

第５　証票等

１　規程第９、２の証票は、様式第９によるものとする。

２　規程第７、３の性能評価確認書は、様式第 10 によるものとする。

附　則

この細則は、平成８年９月１日から施行する。

附　則（平成 11 年 10 月 19 日危保細則第８号）

この細則は、平成 11 年 10 月 19 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 13 年３月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成 14 年４月 15 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（令和３年 10 月 20 日危保細則第 10 号）

この細則は、令和３年 12 月１日から施行する。